

# 裁 決 書

審査請求人

伊予郡松前町大字北川原59番地1

加治 政広

上記代理人

伊予郡松前町大字筒井1579番地1

盛次 義隆

松山市一番町一丁目14番地10

井手ビル5階 松山あゆみ法律事務所

弁護士 江野尻 正明

平成23年11月18日に提起された、同月17日付けで愛媛県中予地方局長（以下「処分庁」という。）が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護の開始の申請の却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求は、これを棄却する。

## 事 実

本件審査請求に至る経緯等は、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成23年8月19日、松前町に、審査請求人のみを世帯員として保護の開始の申請（以下「本件申請」という。）に係る申請書（以下「本件申請書」という。）を提出し、同町は、処分庁に本件申請書を送付した。
- 2 平成23年10月6日、処分庁の担当職員は、審査請求人及びその母を訪問し、審査請求人及びその母が同一の世帯に属していること及び両者が将来も同居を望んでいることを理由に、審査請求人及びその母の2人により構成される世帯として保護の開始の申請をするよう指導するとともに、審査請求人の母が所有する資産を活用することが必要になる旨説明した。
- 3 平成23年10月13日、処分庁の担当職員が審査請求人を訪問したところ、ちようど審査請求人の母が外出しようとしており、同人は、処分庁の担当職員に保護を受ける意思がないことを伝えた。
- 4 平成23年10月26日、処分庁の担当職員が審査請求人の母に電話で連絡した

際、同人は、審査請求人のみを保護してほしい旨を繰り返し主張した。

5 平成23年11月8日、処分庁の担当職員が審査請求人及びその母を訪問し、改めて審査請求人及びその母の2人により構成される世帯として保護の開始の申請をするよう指導したところ、審査請求人の母は、当該指導に従うことを拒否するとともに、同人が所有する資産を活用することに不満を述べた。

また、審査請求人は、審査請求人のみを保護するよう求めた。

6 平成23年11月17日、処分庁は、本件申請が、審査請求人の生活実態に照らし、世帯を単位として保護の要否及び程度を定めるものとする法第10条の規定に反しているとの理由により、本件処分を行った。

7 平成23年11月18日、審査請求人は、本件申請後30日を経過しても本件処分に係る通知がなかったことから、法第24条第4項の規定に基づき処分庁が本件申請を却下したものとみなして、愛媛県知事に対し、当該却下処分（以下「本件みなし却下処分」という。）について、本件審査請求を行った。

8 審査請求人は、平成23年12月26日付けで反論書補充書を審査庁に提出して、処分庁の釈明を求めた。

#### 請 求 の 要 旨

審査請求人は、次のとおり主張して、本件処分の取消しを求めているものと認められる。

- 1 法第10条の規定に反するとの理由による却下は失当であり、審査請求人の収入が最低生活費を上回らない限り、保護を開始すべきである。
- 2 処分庁は、審査請求人の最低生活費を100,680円としているが、加算に関する調査や医療費等に関する調査を行っておらず、根拠がない。
- 3 処分庁は、松前町の法第29条の規定に基づく調査の報告書を審査庁に提出しているが、同条は要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況について調査の権限を認めたものであるから、それ以外の情報が記載された当該報告書は、証拠能力がない。
- 4 処分庁は、民生委員の意見聴取を行っているが、民生委員は、いつも審査請求人宅に居るわけではないから、審査請求人の母が松山市の実家に足しげく通っていることを知らないものである。
- 5 本件申請後、処分庁の適法な審査を受けられず、3箇月も放置された。

#### 裁 決 の 理 由

1 審査請求人の請求について

本件審査請求は、前記事実7のとおり、本件みなし却下処分について提起

されたものであるが、本件審査請求が提起された日には本件処分の通知書が審査請求人に到達していたこと並びに審査請求人の反論書及び口頭意見陳述における主張から、審査請求人は、本件申請が却下されたことに対する不服を申し立てているものと認められるため、審査庁としては、本件みなし却下処分ではなく、本件処分を対象として、以下判断する。

## 2. 法による保護について

(1) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるもので（法第4条第1項）、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

(2) 保護の決定（法第24条第1項）は、法第84条の4及び別表の規定により、処分庁の属する愛媛県の地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とされており、その具体的事務を定める「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定により都道府県又は市町村が第1号法定受託事務を処理するに当たりよりべき基準とされている。

(3) 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされているが、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができるとされている（法第10条）。

そして、世帯の認定に当たっては、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定するが、一定の要件に該当する場合には、例外的に、世帯分離して差し支えないものとされている（次官通知第1、局長通知第1の2）。

また、保護の要否及び程度は、原則として、前記のとおり認定した保護の単位につき、認定した最低生活費と認定した収入との対比によって決定することとされており（次官通知第10）、その収入が最低生活費を下回る場合に、保護を要すると認められるものである。

(4) 保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって通知しなければならないとされているが（法第24条第1項）、この通知は、申請のあった

日から原則として14日以内、特別な理由がある場合であっても30日以内にしなければならぬとされており（同条第3項）、申請をしてから30日以内に当該通知がないときは、申請者は保護の実施機関が当該申請を却下したものとみなすことができるとされている（同条第4項）。

法第24条が保護の開始の申請から決定通知までの期間を定めたのは、保護の実施機関が迅速かつ確実に申請に申請を処理することを期するとともに、申請が長期にわたり処理されないことにより要保護者の生活が不安定なまま放置されることがないようにするためであると解される。

### 3 本件処分について

(1) 本件申請に係る世帯（以下「本件世帯」という。）について、審査請求人は、本件申請書において、「家族の状況」の記載欄に審査請求人についての記載し、「家族の者の中別な場所に住んでいる者があるときはその者の名前と住んでいたところ」の記載欄に審査請求人の母及び弟の氏名を記載しており、本件申請は、審査請求人のみの世帯を単位として行われたものであると認められる。

上記の本件申請を受けて調査した結果、処分庁は、審査請求人が居住する地区の民生委員（以下「地区民生委員」という。）からの意見聴取及び松前町の平成23年9月28日付け調査報告書（以下「調査報告書」という。）による報告の結果から、平成23年4月に審査請求人の父が死亡した後、審査請求人がその母と同居していたこと、審査請求人が自分の年金から土地代や電気代を支払っていることについて不満である旨の発言をしてきたこと等、事実を認め、審査請求人がその母と同居して生計を一にしており、本件世帯が審査請求人及びその母の2人により構成される世帯であると判断したとしている。

この点、審査請求人は、①地区民生委員の証言については、地区民生委員が常に審査請求人の居宅にいるわけではないから、審査請求人の母が松山市の実家に足しげく通っていることは知らないとし、②調査報告書については、法第29条で報告を求めることができるとされている要保護者の資産及び収入の状況以外の個人的な情報が記載されているため、同条に反しており証拠能力が認められないとして、それぞれ反論している。

しかしながら、①地区民生委員の証言は、その内容が相当に具体的であって、信用に足りるものと認められ、審査請求人が主張するとおり、地区民生委員が常に審査請求人の居宅にいるわけではないとしても、そのことが当該証言の信用性を左右するものではないといふべきであり、②法第29条は資産及び収入の状況について報告を求めることができると規定している

るが、法第19条第7項第4号において、保護の実施機関から求められた場合には、町村の長が要保護者に関する調査を行うと規定されていることを踏まえ、審査請求人の世帯の状況に関して報告した調査報告書は、事実の認定に供し得るものであり、審査請求人の上記の主張は、いずれも採用することができない。

以上のほか、処分庁が世帯認定の前提とした上記の事実と反する事実は認められない。

したがって、本件世帯は、審査請求人及びその母の2人により構成される世帯であると認められる。

(2) しかしながら、前記事実2ないし5のとおり、審査請求人の母は、同人の所有する資産を活用することにより不満があり、保護の開始の申請をする意思がないことから、本件世帯についての最低生活費及び収入の認定を行うことができず、保護の要否及び程度を判断することができないものと認められる。

(3) そして、前記3(2)のとおり、本件世帯についての最低生活費及び収入の認定を行うことができないため、世帯分離の要件(局長通知第1の2)の該当性について判断することができないことから、審査請求人を本件世帯から分離して保護の要否及び程度を定めることもできないものと認められる。

(4) よって、本件世帯が審査請求人及びその母の2人により構成される世帯であると認定し、審査請求人の母に保護の開始を求める意思がないことを確認した上で、審査請求人単身での保護の申請が本件世帯の実態と符合しておらず、法第10条の規定に違反しているとした処分庁の判断は妥当であると認められる。

(5) また、本件処分が本件申請後30日以上経過した後にされたことは、法第24条の趣旨に鑑みると適切であったとはいえないものの、本件世帯に係る保護の要否、程度及び方法を正確に判断するためにはその世帯員である審査請求人の母の資産及び収入の調査が欠かせないものであり、その同意を得るため何度も説得をしていたことを考慮すると、本件処分を行うまでに相当の日数を要したことについてやむを得ない事情があったものと認められる。

(6) したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

4 なお、審査請求人は、本件処分が本件申請後30日以上経過してなされた理由が理解できないとして、前記事実8のとおり処分庁の釈明を求めているが、前記3(5)のとおり、本件処分を行うまでに相当の日数を要したことに

ついてやむを得ない事情があったものと認められ、また、保護の決定に関する処分についての審査請求がされたときは50日以内に当該審査請求に対する裁決をしなければならぬものであるところ（法第65条第1項）、処分庁に釈明を求めた場合、その釈明に要する期間を考慮すると裁決の期限である平成24年1月7日を経過することは明らかであるから、審査庁は、当該釈明を求めずに裁決をするものである。

5 以上のとおり、審査請求人の請求は理由がないから、主文のとおり裁決する。

平成24年1月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

(教 示)

- 1 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができず。
- 2 この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、1の再審査請求をした場合は、当該再審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内にこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。